

砂川市地域防災計画 地震災害対策編

砂川市防災会議
令和2年2月修正

〔目 次〕

地 震 災 害 対 策 編

第1章 総 則.....	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	2
第5節 砂川市の地勢及び社会的現況	5
第6節 砂川市における地震の想定	6
第2章 災害予防計画	8
第1節 住民の心構え	8
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	11
第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	14
第4節 地震防災訓練計画	16
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	16
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	16
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	16
第8節 避難体制整備計画	17
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	17
第10節 火災予防計画	17
第11節 危険物等災害予防計画	18
第12節 建築物等災害予防計画	20
第13節 土砂災害予防計画	22
第14節 液状化災害対策予防計画	23
第15節 積雪・寒冷対策計画	23
第16節 業務継続計画の策定	24
第17節 複合災害に関する計画	26
第3章 災害応急対策計画	27
第1節 応急活動体制	27
第2節 地震情報の伝達計画	29
第3節 災害情報等の収集・伝達計画	33
第4節 災害広報・情報提供計画	36
第5節 避難対策計画	37
第6節 救助救出計画	40
第7節 地震火災等対策計画	40
第8節 災害警備計画	40
第9節 交通応急対策計画	40
第10節 輸送計画	41
第11節 ヘリコプター等活用計画	41
第12節 食料供給計画	41
第13節 給水計画	41
第14節 衣料・生活必需物資供給計画	41
第15節 石油類燃料供給計画	41
第16節 生活関連施設対策計画	42

第 1 7 節	医療救護計画	43
第 1 8 節	防疫計画	43
第 1 9 節	廃棄物処理等計画	43
第 2 0 節	家庭動物等対策計画	43
第 2 1 節	文教対策計画	43
第 2 2 節	住宅対策計画	43
第 2 3 節	被災建築物安全対策計画	44
第 2 4 節	被災宅地安全対策計画	45
第 2 5 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	45
第 2 6 節	障害物除去計画	45
第 2 7 節	広域応援・受援計画	45
第 2 8 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	45
第 2 9 節	災害ボランティアとの連携計画	45
第 3 0 節	災害救助法の適用と実施	45
第 4 章	災害復旧・被災者援護計画	46
第 1 節	災害復旧計画	46
第 2 節	被災者援護計画	47

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成されている「砂川市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、砂川市防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「砂川市地域防災計画（一般災害対策編）」による。

第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成 21 年条例第 8 号）第 3 条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに市、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、市及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

1 実施責任

（1）市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

（2）北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

（3）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

（4）指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（5）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、市、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編第1章第6節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

3 住民及び民間事業者の基本的責務等

一般災害対策編第1章第7節「住民及び事業者の基本的責務等」を準用するほか、次のとおり実施する。

（1）住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）

が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- (イ) 「最低3日間、推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備
- (ウ) 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- (エ) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (オ) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (カ) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (キ) 町内会における要配慮者への配慮
- (ク) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

イ 災害時の対策

- (ア) 地域における被災状況の把握
- (イ) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (ウ) 初期消火活動等の応急対策
- (エ) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (オ) 市・道・防災関係機関の活動への協力
- (カ) 自主防災組織の活動

ウ 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

(2) 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (イ) 防災体制の整備
- (ウ) 事業所の耐震化の促進
- (エ) 予想被害からの復旧計画策定
- (オ) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (カ) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (キ) 取引先との※サプライチェーンの確保

※ サプライチェーン（供給網）

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの過程における供給（調達）の仕組み、各事業所間の一連の繋がり

イ 災害時の対策

- (ア) 事業所の被災状況の把握
- (イ) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (ウ) 施設利用者の避難誘導
- (エ) 従業員及び施設利用者の救助
- (オ) 初期消火活動等の応急対策
- (カ) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (キ) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

（３）住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

イ 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市との連携に努めるものとする。

ウ 市防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 市は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

（４）住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取り組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 砂川市の地勢及び社会的現況

地震災害は、地盤や地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出するという特性をもち、被害を拡大する社会的災害要因としては、要配慮者の増加、生活環境の変化、情報化社会の進展、住民意識の変化などが考えられる。

なお、本市の自然条件については、一般災害対策編第2章第1節「自然条件」を準用する。

1 要配慮者の増加

本市の人口は、平成31年3月末現在の住民基本台帳において16,912人であり、このうちおよそ4割（38.3%）に当たる6,483人は高齢者であり、こうした高齢者のほか、障がい者等の要配慮者の増加する中で、要配慮者に対する防災意識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策を行うなどの要配慮者に対する取り組みも重要となっている。

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は必要不可欠なものとなっていることから、ひとたび地震が発生し、これらのライフライン等に被害が生じると、生活面の不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることも予想され、社会的混乱の要因となることが想定される。

3 情報化の進展

最近の情報通信技術の目覚ましい進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、日常生活の中に浸透している。

これらの情報システムは、公共機関、金融、流通機関等の中核管理機能を都市部へ集積し、ひとたびその機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖を招く危険性を内包している。

4 住民意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯が増加しており、それに伴い、住民同士の地域的連帯感が希薄化している。

こうした中で、近年の地震の多発により、災害時における隣近所同士や地域での助け合いなど、住民の連帯意識の必要性が再認識されてきている。

第6節 砂川市における地震の想定

1 北海道の被害地震と砂川市の被害地震

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると、北海道で記録に残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖地震以来、多数発生しており、過去に発生した地震による主な被害地震は、資料編のとおりである。

特に、平成5年7月に発生した北海道南西沖地震では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となっている。

なお、本市において、過去に震度5弱以上の地震による大きな被害が発生した記録はない。

（資料編 6－1 過去に発生した各地域の主な被害地震）

2 既往地震における道内各地域の最大震度

北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）によると、北海道に被害をもたらした地震のうち、各（総合）振興局地域で震度5以上を観測、又は推定された市町村とその震度は、資料編のとおりであり、道内では、胆振総合振興局の一部地域において「平成30年北海道胆振東部地震」により初めて震度7が観測された。また、石狩、胆振、日高、渡島、檜山、十勝、釧路、根室（総合）振興局の一部地域及び石狩川河口付近において、「平成30年北海道胆振東部地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、国後島付近の地震、内浦湾の地震及び石狩川河口付近の地震により震度6を経験している。

（資料編 6－2 既往地震による（総合）振興局別最大震度）

3 砂川市における想定地震

（1）基本的な考え方

北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、北海道地域防災計画及び中央防災会議の専門調査会による既往の13の海溝型地震（※1）と地震調査研究推進本部で示す主要な活断層としての11の断層帯（※2）を道内で想定される地震としている。

これらの中で本市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、中央防災会議で公表されている「十勝沖の地震」、及び地震調査研究推進本部で公表されている「沼田－砂川付近の断層帯による地震」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」（※3）を想定する。

（※1）13の海溝型地震（海溝型地震）

北海道地域防災計画で想定されている13の地震（三陸沖北部、十勝沖、根室沖、色丹島沖、択捉島沖、500年間隔地震、北海道南西沖、積丹半島沖、留萌沖、北海道北西沖、釧路沖、厚岸直下、日高中部）を想定している。

本市に最も影響が大きいと想定される地震は「十勝沖・釧路沖の地震（M8.2）」で、揺れの大きさは主に震度5弱と予測されている。

（※2）11の活断層（内陸活断層の地震）

地震調査研究推進本部では、道内の主な活断層として11の断層帯（石狩低地東縁断層帯、サロベツ断層帯、黒松内低地断層帯、当別断層、函館平野西縁断層帯、増毛山地東縁断層帯、十勝

平野断層帯、富良野断層帯、標津断層帯、石狩低地東縁断層帯南部、沼田－砂川付近の断層帯)を想定している。

本市に最も影響が大きいと想定される地震は「沼田－砂川付近の断層帯による地震 (M7.5)」であり、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているが、沼田地域を除く地域において活断層の存在は不明である。存在するとすれば、東側隆起の逆断層で揺れの大きさは主に震度7と考えられている。

(※3) 全国どこでも起こりうる直下の地震

中央防災会議では、活断層が地表で認められていない地震を「全国どこでも起こりうる直下の地震」として位置づけ、過去の事例や防災上の観点からM6.9を上限として地震規模を想定している。

本市においても中央防災会議と同様に「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定し、M6.9で揺れの大きさを計算している。

4 想定震度

想定した3つの地震の市役所周辺震度は次のとおりである。

想定地震 地震規模等	十勝沖の地震 (海溝型地震)	沼田－砂川付近の断層帯 による地震 (内陸活断層の地震)	全国どこでも起こりうる 直下の地震
地震規模	マグニチュード：8.2	マグニチュード：7.5	マグニチュード：6.9
市役所周辺震度	震度5弱	(※震度6強)	震度6強

※想定地震の市役所周辺震度は「砂川市耐震改修促進計画」より想定結果を掲載。なお十勝沖の地震の地震規模等については、「砂川市耐震改修促進計画」における「十勝沖・釧路沖の地震」の想定結果を掲載。

※「沼田－砂川付近の断層帯による地震」については、増毛山地東縁断層帯・沼田－砂川付近の断層帯の活動性および活動履歴調査結果からは沼田地域を除く地域において活断層の存在を議論することはできないと判断されているため、市役所周辺震度については参考値とする。

資料：砂川市耐震改修促進計画

第2章 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、市、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

第1節 住民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の教訓を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時から地震災害に対する備えを心がけるとともに、地震災害時に自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害時に住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害を最小限にとどめるために必要な措置に関する事項は、次に定めるとおりである。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族との連絡方法を確認する。
- イ 地滑り、崖崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常用食料・飲料水（最低3日間、推奨1週間）、救急用品、非常持出品を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。（安全を確認し火傷に注意）
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- キ 地滑り、崖崩れに注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。

- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。(安全を確認し火傷に注意)
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ク エレベーターの使用は避けること。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は、自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のために車を使用しないこと。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

市は、建築物、土木構築物、ライフライン施設等の耐震性の確保に努め、地盤状況の把握などの地域の特性に配慮した、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 地震災害発生時においては、家屋の倒壊、火災発生に伴う火災延焼等による被害が想定されることから、これら被害が集中すると予測される市街地の地震に備えた総合的な対策が必要である。

このことから、将来に向け防災に十分配慮した都市機能、都市環境を計画的に整備するため、現行の都市計画と地域防災計画の整合性を図り、地震に強いまちづくりに努める。

- (2) 市、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- (3) 市、道及び防災関係機関は、駅等の不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これら施設の管理者に安全性の確保対策及び発災時における応急体制の整備についての指導を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 新たに公共施設を建築又は、既存の公共施設を改修する場合は、耐震化、耐火化等に十分配慮した施設整備に努める。
- (2) 市、道及び国は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 市、道及び国は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (4) 住宅をはじめとする建築物の耐震化、耐火化を確保するため、新築住宅等については、建築基準を遵守するよう指導に努める。
- (5) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設の管理者は、耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難所に指定されている施設については、予め必要な諸機能の整備に努める。
- (6) 既存建築物の耐震化、耐火化の向上、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化を推進するため、消防機関と連携を図り、防災行事、住民広報等を活用して指導、啓発に努める。
- (7) 市、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 道路網の整備

道路は、災害時における避難路、避難地、火災の延焼を防止する遮断帯、防災活動の

拠点等として、防災上重要な施設であることから、防災機能に配慮した幹線道路等の整備に努める。

4 通信機能の強化

市及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

また、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップシステム対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを推進する。

5 ライフライン施設等の整備

市、防災関係機関及びライフライン事業主は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

また、市、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

6 公園、緑地等の整備

公園、緑地は、避難場所、火災時における延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、物資等の基地として活用することができる重要な施設であることから、市では従来から公園、緑地等の整備を進め、今後においても緑の基本計画などに基づき、計画的に防災機能に配慮した公園、緑地等の配置に努める。

7 液状化対策

- (1) 市、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及に努める。
- (3) 市は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供に努める。

8 消防力の整備強化

災害時における火災の発生による延焼の拡大の防止に備えるため、計画的に機動力、装備、消防水利等を含めた消防力の整備及び訓練の充実に努める。

9 危険物施設等の安全確保

防災関係機関は、災害時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災による被害を防止するため、危険物施設等の立入検査により、保安基準の遵守と防災体制整備及び訓練の積極的な実施等を促進する。

10 災害応急対策等への備え

市及び防災関係機関は、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えをするものとする。

また、市は地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、地震被害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の確立に努める。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 市及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 市及び防災関係機関は、住民に対して次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する知識
- (ウ) 非常用食料品、飲料水、身の回り品等、非常持出品や常備薬の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強
- (オ) 災害情報の正確な入手法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 不特定多数の人が集まる建造物における地震発生時の対処法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) 広報紙及びホームページ等の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 防災講習会の開催等

(3) 市及び道、防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努める。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

(1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

(2) 児童生徒に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修会の充実等に努める。

(3) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究会等の機会を

活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第4節 地震防災訓練計画

災害応急対策活動を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及・啓発を図ることを目的とした防災教育及び訓練計画は、一般災害対策編第4章第3節「防災訓練計画」を準用する。

なお、地震防災訓練の実施にあつては、防災関係機関のほか、地域住民、自主防災組織及びボランティアの参加についても積極的に推進するものとする。

また、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第4節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編第4章第5節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第6節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編第4章第7節「避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 避難体制

特に、地震が大規模である場合の避難体制として、住民、市の役割を次のとおりとする。

(1) 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時期を逸することも考えられる。

このため、住民は地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所、避難方法を良く熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

(2) 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、町内会等との連携による勧告・指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編第4章第8節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、別に定める「砂川地区広域消防組合消防計画」による。

第11節 危険物等災害予防計画

地震時の危険物製造所、貯蔵所、取扱所及び販売店（以下「危険物事業所」という。）における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する事項は、この計画に定めるところによる。

1 危険物事業所等に対する指導強化

危険物による災害の予防を促進するため、消防及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 危険物事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 危険物事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 危険物事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 危険物事業所等の間における防災についての協力体制の確立

2 危険物保安対策

(1) 砂川警察署

危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

(2) 市消防本部

- ア 危険物事業所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要のあるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行う。
- イ 危険物事業所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物事業所等の間における協力体制の確立について指導するものとする。
- ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 砂川警察署

- ア 危険物事業所等に対し、必要に応じその都度立ち入り検査を実施するなど、その実態を把握し、危険物事業所等に必要な措置の指導にあたるほか、防災対策における措置体制の確立を図る。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合で、災害発生の防止及び公共安全の維持のため必要があると認められるときは、運搬日時及び経路、火薬類の性状及び積載方法並びに非常時の連絡方法等について必要な指示をする。

(2) 市消防本部

危険物事業所等に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等の間の協力体制の確立について指導する。

4 高圧ガス保安対策

(1) 砂川警察署

ア 危険物事業所等の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図る。

イ 危険の発生が予想され、又は災害の発生等により施設から届出があったときは、速やかに道へ報告する。

(2) 市消防本部

危険物事業所等に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立及び危険物事業所等の間の協力体制の確立について指導する。

5 危険物等製造貯蔵施設所在地一覧

(資料編 6-3 危険物等製造貯蔵施設所在地一覧)

第12節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため必要な事項は、この計画の定めるところによる。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防災対策の推進

市は、住宅が木造建築物を主体に構成されている現状を鑑み、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図る。

(2) 公共施設の耐震性の向上

市は、地震などの大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の実施拠点や避難所となる学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に積極的に取り組むものとする。

(3) 住宅・建築物の耐震化の促進

市は、砂川市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を進めることとし、特に緊急輸送道路沿道建築物については、積極的な耐震化に取り組むものとする。また、砂川市耐震改修促進計画における重点的・優先的に耐震化すべき建築物以外の建築物についても耐震診断及び耐震改修を促進するため、技術者を育成するよう努めるとともに、耐震改修についての普及・啓発を図るほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号）に基づき、建築関係団体への指導を行うよう努める。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存のブロック塀等にあつては点検及び補強の指導を行うとともに、新たに施工し、又は設置する場合には、施工・設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について、指導を徹底する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

市は、地震動に伴う落下物による危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要な改善指導を行う。

(6) 被災建築物の安全対策

ア 市は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき認定された市内の応急危険度判定士を把握した上で、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ 道及び市は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

2 交通施設の安全化・耐震化対策

交通施設の安全化・耐震化対策は防災上重要なため、国、道との連携により整備等に努めるものとする。

(1) 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

(2) 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

(3) 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

3 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

(1) 治山・治水対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止に努めるものとする。

ア 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

イ 治山事業

地震による土砂災害は、地滑りを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

ウ 砂防及び地滑り防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地滑りは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

4 崖地等に近接する建築物の防災対策

(1) 市は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

(2) 市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第13節 土砂災害予防計画

地震動に起因する地滑り、崖崩れ等による災害の予防については、一般災害対策編第4章第16節「土砂災害予防計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 現況

地滑り、崖崩れ等は、主として降雨や地震等の自然災害によってもたらされるが、特に突発的に発生する地震による地滑り、崖崩れ等の予測については、技術的に困難な状況にある。

2 災害危険区域等

地滑り、崖崩れ等の災害の発生が予想される危険区域は、一般災害対策編第4章第1節「災害危険区域及び整備計画」による。

（資料編 4－2 地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所、土石流危険溪流）

（資料編 4－3 山地災害危険地区）

（資料編 4－5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域）

3 地滑り、崖崩れ等防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、地滑り、崖崩れ等の災害が多発する傾向にあり、ひとたび地滑り、崖崩れ等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害のほか、二次的被害では山地の崩壊による土石流災害の発生及び河川の埋没による冠水被害にもつながるので、市及び防災関係機関は、災害防止に必要な地滑り、崖崩れ等の防止の諸対策を実施する。

一方、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、濁水等）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を講じる。

第14節 液状化災害対策予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害の予防については、この計画の定めるところによる。

1 基本的事項

市は、防災関係機関との連携の下に地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として調査研究を行うなど、液状化対策を推進する。

2 液状化対策の推進

地盤の液状化の対策としては、大別して地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策、発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策及び施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策が考えられる。

対策工法の選定においては、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を検討し、総合的に判断して液状化対策を推進する必要がある。

3 液状化対策の普及・啓発

市、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第15節 積雪・寒冷対策計画

積雪期において地震が発生した場合における、交通の確保及び地震被害の軽減に関する事項は、一般災害対策編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

また、寒冷対策として避難所の暖房器具、発電機等の防災資機材の確保に関する事項は、一般災害対策編第4章第4節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

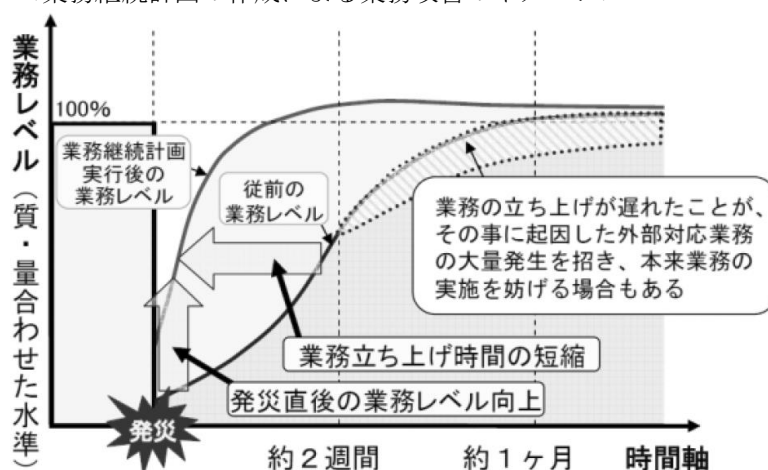
第16節 業務継続計画の策定

市、道及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞



2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第17節 複合災害に関する計画

市、道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するための対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努める。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。
- (3) 市及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3章 災害応急対策計画

地震による災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときにおける応急対策は、原則的には、一般災害対策編第5章「災害応急対策計画」各節に定める内容によるものであるが、震災という緊急性から、本章各節により、重点事項に関する内容を再度定め、迅速かつ的確な震災対策を実施しうるよう措置する。

第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、市、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等と連携を図る。

1 組織及び活動

(1) 本部の設置基準

本市において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は震度6弱以下であっても被害の発生するおそれがあるとき。

(2) 本部の設置

災害対策本部は、砂川市役所内に置く。

ただし、地震災害により本庁舎が使用できない場合は、消防署等の公共施設に災害対策本部を移転する。

(3) 本部の配備体制

被害の発生が予想される地震が発生した場合、一般災害対策編第3章第3節「本部の配備体制」に定めるところにより、市長（本部長）は第1非常配備体制～第3非常配備体制をとる。

また、休日、勤務時間外においてこれらの非常事態が発生し電話等の通信回線が途絶した場合、職員は公共放送等の災害情報の聴取に努め、災害の情報を察知したときは、招集の連絡を待つことなく、自らの判断で速やかに登庁し、非常配備体制につくものとする。

(4) 非常配備体制の活動要領

非常配備体制下の各部各班の活動は、概ね次のとおりとする。

ア 第1非常配備

(ア) 総務部統括班長は、道及び関係機関と連絡を取り、気象、地震等の災害に関する情報の収集を図り総務部長に報告し、総務部長は、本部長の指示により関係部長に情報の伝達を行うものとする。

(イ) 各部は、伝達された情報を基に、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

(ウ) 指示を受けた職員は、応急措置等の対策に従事する。

イ 第2 非常配備

- (ア) 各部各班は、迅速に市内地域及び所管業務関係の被害状況調査、情報収集、連絡活動に当たり、被害状況の把握に努めるとともに関係機関との調整を図り、活動体制を強化する。
- (イ) 本部長は、情報を聴取するため、必要に応じ本部会議を招集し、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (ウ) 各部長は、次の措置をとり、本部長に報告するものとする。
 - a 現況について職員に周知し、応急措置及び対策に従事させる。
 - b 現況の災害対策用の装備、物資、資機材、設備、機械等（資料編）の点検をし、必要に応じて災害の発生している又は発生するおそれのある地域に配置する。
 - c 必要に応じ職員を招集し、応急措置等の対策に従事させる。

ウ 第3 非常配備

各部各班は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じて本部長に報告するものとする。

エ 活動の注意事項

- (ア) 各部各班の初期の活動は、被害状況の調査等の情報の収集、人命の安全確認及び救助を重点的に行い、状況に応じて、避難等の応急活動に移行するものとする。
- (イ) 消防活動にあつては、地震による二次災害防止と被害拡大の防止を図るものとする。
- (ウ) 各部各班は、被害の程度により所掌する応急対策を行うために必要な要員に不足がある場合は、一般災害対策編第3章第4節「動員計画」に定める応急対策職員調書により、総務部総務班に動員要請するものとする。
- (エ) 総務部総務班は、庁内の応援体制で要員が不足する場合は、本部長が、一般災害対策編第3章第4節「動員計画」、第5章第32節「労務供給計画」、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」、第5章第7節「広域応援・受援計画」、第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」及び消防計画に定める「北海道広域消防相互応援協定」に基づき判断し、各機関に応援を要請するものとする。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震に関する情報

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

※ 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

なお、次の場合、緊急地震速報を特別警報に位置づける。

現 象	発 表 基 準
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者や通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 地震に関する情報及び警報等の種類及び内容

地震に関する情報及び警報等の種類及び内容については、次のとおりである。

ア 地震に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表基準	発 表 内 容
地震情報	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	震源・震度に関する情報	・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手

			していない地点がある場合には、その市町村名を公表
各地の震度に関する情報	・震度1以上		震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を公表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等		顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表
推計震度分布図	・震度5弱以上		観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として公表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合		地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に公表

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の情報図を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

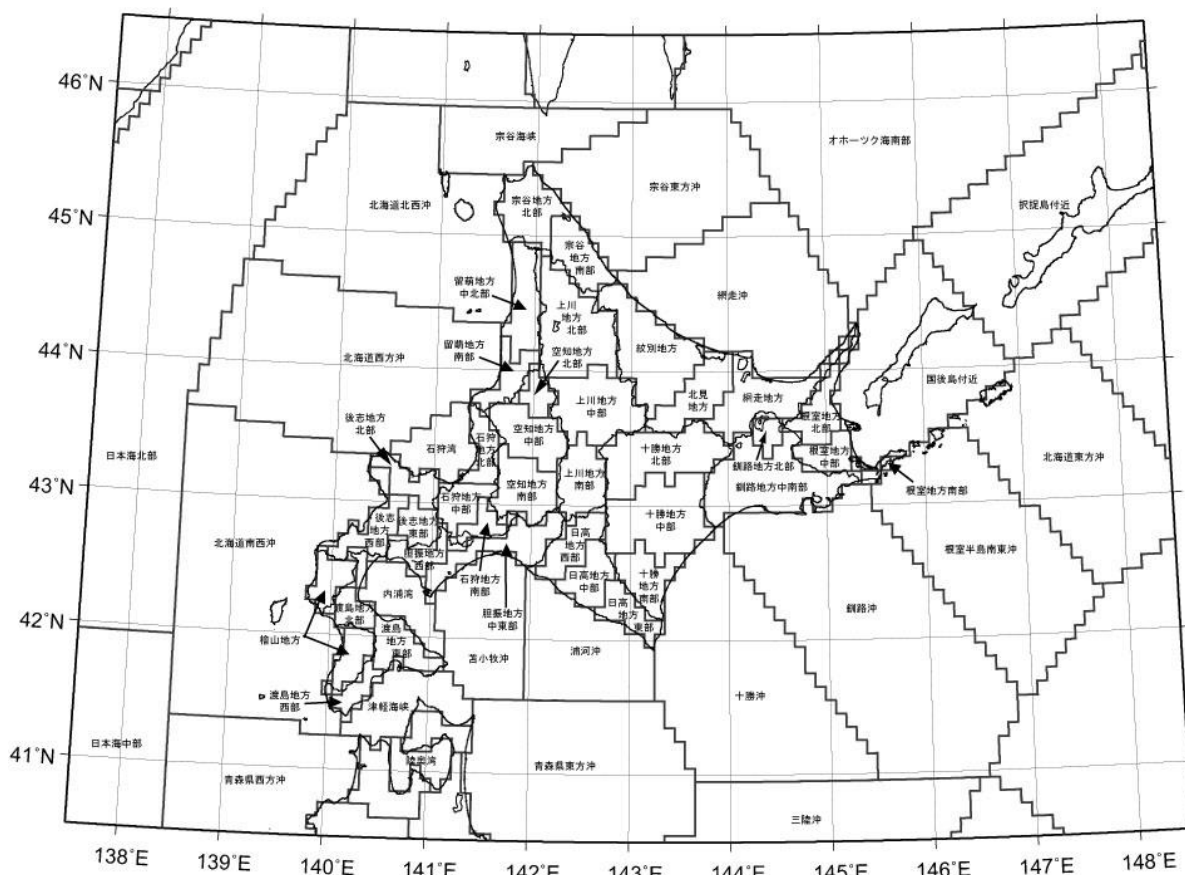
※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

2 地震に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称

(1) 緊急地震速報で用いる区域等の名称



(2) 震央地名



3 気象庁による気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すのもので震度計を用いて観測する。

「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

(資料編 6－4 気象庁震度階級関連解説表)

4 異常現象を発見した場合の通報

市長は、頻発地震、異常音響及び地変等の異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて、関係機関に通報する。

なお、通報系統は、一般災害対策編第3章第5節の3「異常現象発見時の措置」による。

(資料編 3－9 気象情報伝達系統図)

第3節 災害情報等の収集・伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害対策編第4章第9節「情報収集・伝達体制整備計画」及び第5章第1節「情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

- (1) 市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などで受信した緊急地震速報の住民等への伝達に努める。
- (2) 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある場所で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するように留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- (3) 市は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の共有に努める。

また、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努める。

- (4) 市、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集、相互に交換するとともに、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、市から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるとき、道は情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じる。

- (5) 市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 市

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

イ 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防

庁経由)への報告に努める。

3 通信施設の整備の強化

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

4 通信連絡の対策

災害情報の収集を通じて、災害の実態を正確かつ迅速に把握し、道、防災関係機関及び住民に災害情報の伝達を行うことにより、円滑な応急対策の実施及び住民の動揺、その他社会不安の抑制に努めるものとする。

(1) 通信連絡の体制

一般災害対策編第5章第2節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

(2) 有線電話途絶時の連絡方法

有線電話が途絶した場合の連絡方法は北海道総合行政情報ネットワークによるIP専用電話、衛星専用電話、ファックス及び携帯電話等を活用するほか、次の要領による。

ア 関係機関の協力

消防、警察等の協力を得て関係機関の通信施設を利用する。

イ 機動力の活用

全通信機関が使用できない場合は、被害情報の的確な収集及び伝達を図るため、自動車、オートバイ、ヘリコプターにより連絡員を派遣し、文書及び口頭により連絡するなど臨機の措置を講ずるとともに、地域のアマチュア無線組織への協力を要請するなど通信の万全を図る。

ウ 報道機関の協力

市長が特別緊急の必要があると認めるときは、報道機関へ災害に関する通知、要請等の情報の放送を依頼する。

5 被害状況調査活動

地震発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、被害状況の把握が最重要であることから、地震発生後、直ちに、一般災害対策編第5章第1節「情報収集・伝達計画」に基づき、市内の被害状況調査、情報収集を行うものとする。

(1) 被害状況の調査及び被害情報の収集

総務部統括班は、全市的な被害状況を速やかに把握するため、災害対策本部各班に被害状況の調査及び被害情報の収集を指示する。

災害対策本部の各部各班は、直ちに被害状況の調査及び被害情報の収集を行い、被害がある場合には、本部に報告するとともに迅速に応急対策にあたるものとする。

調査対象、担当部班は、一般災害対策編第5章第1節の3「被害状況調査活動の実施」のとおりとする。

(資料編 5-1 調査対象別担当部署)

(2) 被害状況の収集要領

地震災害については、速やかに応急対策の実施を判断することが求められることから、被害情報の収集にあたり、特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりとする。

ア 人命の危険性の有無

- イ 人的被害の状況
 - ウ 道路、河川、橋梁、ライフライン等の被害状況
 - エ 避難所の被害状況
 - オ 火災発生状況及び延焼拡大の危険性の有無
 - カ 建物被害の状況
 - キ 危険物貯蔵施設被害の状況
 - ク 被害状況に対して実施すべき応急措置の内容
- (3) 被害状況写真の撮影
- 地震発生後、総務部統括班は速やかに被害の実態調査の一環として全市的な被害状況写真の撮影を行う。

第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 広報活動

災害時における広報については、災害地域の混乱を防止し、人心の安定を図るため、住民に対し、迅速かつ適切に、地震情報などの広報活動を実施する。

(1) 広報の準備

広報車は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

(資料編 5-30 公用車両一覧表)

(2) 広報内容

- ア 地震に関する情報（発生時間、震度、震源地等）
- イ 災害に関する情報
 - (ア) 火災に関する情報
 - (イ) 避難場所について（避難場所の位置、経路等）
 - (ウ) 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時）
 - (エ) 火災状況（発生場所、延焼の有無）
 - (オ) 電気、水道、ガス、通信等状況（被害状況、復旧見込み）
 - (カ) 医療救護所の状況、場所
 - (キ) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
 - (ク) 衣料、生活必需物資供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
 - (ケ) 河川、道路、橋梁等の被害状況（発生場所、復旧状況）
 - (コ) 地震災害時の注意事項及び協力要請（火気、ガス等の点検、通信使用規制、住民の心得等）
 - (サ) 本部の設置又は廃止
 - (シ) その他人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(3) 広報の方法

- ア 広報車による広報
- イ テレビ、ラジオ等放送機関への要請
- ウ 広報紙、チラシ等の印刷物の配布
- エ ホームページへの掲載

(4) 広報の協力体制

広報車による住民広報については、各部の広報内容を集約のうえ、相互協力により実施するものとし、機関個別毎の広報巡回は極力避け、住民への情報伝達が円滑に行えるよう努めるものとする。

(5) 被災者相談所の開設

- ア 被災者のための相談窓口（市民部市民対策班）を設置し、災害復旧対策及び生活等にかかる相談に応ずるものとする。

この場合、必要な関係部の職員を相談窓口へ派遣する。

- イ 相談窓口において聴取した要望、相談については、関係部又は防災関係機関に連絡調整の上、適切な処理に努めるものとする。

第5節 避難対策計画

地震災害時において住民の生命、身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、一般災害対策編第5章第4節「避難対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市長（市民部市民生活班、保健福祉部救護・保健対策班）は、次により避難勧告等を行う。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

なお、避難のための準備情報の提供や勧告・指示を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

（1）市長（基本法第60条）

ア 市長は、地震災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶ恐れがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の避難勧告等を行う。

（ア）避難のための立退きの勧告又は指示

（イ）必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ）近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示

また、避難勧告等の発令は、災害の状況及び地域の実情に応じ、効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 市長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 市長は、上記の勧告等を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

2 避難対策

地震により多数の住民が全壊、半壊等により住居を失い、或いは、火災が発生、拡大し、危険が切迫している状況にある住民を、適切かつ円滑に避難させる。

（1）避難勧告又は避難指示（緊急）

ア 地震に伴う災害で、地域的に住民に危険が切迫していると認めた場合、市長（市民部市民生活班、保健福祉部救護・保健対策班）は、危険区域の住民、滞在者、その他の生命、身体を保護するため、速やかなる立退きを勧告し、又は、急を要する場合は指示する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、原則として本部会議の協議を経て本部長が決定する。

ただし、現に危険が切迫し、緊急な事態においては、一般災害対策編第5章第4

節「避難対策計画」による者が立退きを指示することができる。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始

地震により火災が発生し被害が拡大するおそれがある地域については、住民に対し、事前に避難の準備、避難場所、避難の方法を周知徹底する。

なお、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等）に対しては、保健福祉部救護・保健対策班が主体となり、警察官、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら事前避難を推進する。

(3) 避難勧告、避難指示(緊急)又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達

ア 伝達の方法

次に掲げる事項のうち、災害の状況及び地域の実情を考慮し、最も効率的に伝達することができる方法により行うものとする。

(ア) 電話、無線、有線放送等による伝達

住民に対し、電話、無線、有線放送、ホームページ等により周知する。

(イ) 広報車による伝達

市、消防機関又は警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(ウ) 個別による伝達

避難を勧告、指示したときが夜間、停電時又は風雨が激しいときで、関係住民に対する伝達が困難である場合は、市民部市民対策班及び消防団員等で班編成し個別に伝達するものとする。

イ 勧告又は指示の内容

(ア) 避難勧告・避難指示(緊急)、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

(イ) 避難対象区域

(ウ) 避難先

(エ) 避難経路

(オ) 注意事項

a 避難にあたっては必ず火気、危険物等の始末を徹底する。

b 避難時の戸締まりをする。

c 携行品は必要最小限とする。（食料、水筒、タオル、ちり紙、着替え、救急医療品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等）

d 服装は必要に応じ、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。

e 避難者は、できるだけ氏名票（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもの）を携行する。

f 会社、工場にあつては、危険物等の保安措置を講ずる。

(4) 避難誘導先

避難誘導先は原則として市が各町内に指定した避難場所、避難所とする。

ただし、避難誘導先が使用不能となった場合、或いは避難所に受入れきれなくなった場合は、次の事項を勘案し、市が別途指定するものとする。

（資料編 4－6 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表）

（資料編 4－7 指定緊急避難場所及び指定避難所位置図）

ア 公園、広場等の相当の広さを有し、防火に役立つ貯水槽などが存在する。

イ 周囲に延焼の媒介となる建築物、多量の可燃性物品、或いは崩壊のおそれのある石垣、崖等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火製の建造物で安全性があること。又、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動できること。

(5) 避難誘導

避難誘導は、第5章第4節「避難対策計画」に定める避難方法によるものとするが、被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市において処置できない場合は、道及び自衛隊の応援を求めて実施する。

3 避難所の開設、運営

(1) 避難状況の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

(2) 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者等によるチェック

避難予定施設の管理者及び担当職員（文教部避難所対策班）は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか次の措置を行う。

(ア) 立入禁止措置

(イ) 他の避難所の案内図の貼付

イ 応急危険度判定士によるチェック

アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合、施設管理者及び災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに道に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な避難場所に待機させる。

(3) 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に基づき、開設可能な施設の中から、避難所開設の必要性の高い地区から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

(4) 学校等施設機能の早期回復

大規模な地震災害により、避難所を開設した場合は、避難所が長期化するおそれがある。

そのため、避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との棲み分けを行うとともに、応急仮設住宅に早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

第6節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編第5章第9節「救助救出計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

1 救出対策

(1) 消防職員及び団員並びに警察官等による救助救出活動の実施

市長は、震災により緊急に救助救出を必要とする住民がいることを察知した場合は、火災発生状況等を勘案して警察官等と協力するとともに、消防機関を適切に運用して、救助救出を実施する。

(2) 住民等による救助救出活動

地震発生時においては、広範囲で火災の同時発生が予想され、消防職員等による救出活動は困難が予想されることから、住民及び自主防災組織による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

第7節 地震火災等対策計画

地震による災害が大規模となるのは、火災の同時多発、延焼及び石油、ガス等の危険物貯蔵施設の火災発生等の場合が多く、これら被害を最小限に食い止めるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。

このことから地震災害発生時における消防活動は、砂川地区広域消防組合が定める「消防計画」及び一般災害対策第7章第5節「大規模な火事災害対策計画」に基づき、初期消火活動及び救急救助活動を中心とする消防活動に努め、地震による火災被害を最小限に食い止めることとする。

第8節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第9節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第10節 輸送計画

本節については、一般災害対策編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第11節 ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第13節 給水計画

本節については、一般災害対策編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第14節 衣料・生活必需物資供給計画

本節については、一般災害対策編第5章第17節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第15節 石油類燃料供給計画

本節については、一般災害対策編第5章第18節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

地震災害の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

1 水道施設

一般災害対策編第5章第21節「上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

(1) 応急復旧

水道事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広報

市及び水道事業者は、地震により水道施設に被害が生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 電気

一般災害対策編第5章第19節「電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

(1) 応急復旧

電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報

電気事業者は、地震により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

3 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話（株）北海道事業部、（株）NTTドコモ北海道などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

4 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

第17節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第18節 防疫計画

本節については、一般災害対策編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第19節 廃棄物処理等計画

本節については、一般災害対策編第5章第30節「廃棄物処理等計画」を準用する。

第20節 家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第28節「家族動物等対策計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第26節「文教対策計画」を準用する。

第22節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第24節「住宅対策計画」を準用する。

第23節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する事項は、この計画による。

1 応急危険度判定の活動体制

地震災害による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、総務部統括班は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき登録されている判定士の派遣を道に要請し、建設部建築住宅班、判定士、地元建築士会、消防機関により調査班を編成し、被災建築物の調査を実施する。

(資料編 6-5 応急危険度判定の活動体制)

2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりとする。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第24節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編第5章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編第5章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第27節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第28節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編第5章第34節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の移行等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

(1) 市

- ア 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- イ 市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- ウ 市は、効率的な罹災証明書発行のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- エ 市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(2) 消防機関

- ア 市長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- イ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ア 市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名	(サ) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(イ) 生年月日	
(ウ) 性別	
(エ) 住所又は居所	(シ) (サ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(オ) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	(ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
(カ) 援護の実施の状況	
(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
(ク) 電話番号その他の連絡先	

(ケ) 世帯の構成	(セ) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
(コ) 罹災証明書の交付の状況	

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受け手が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2のイの（ス））を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、市、道及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

市は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、市は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

ウ 被害農林畜産業等金融対策

災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林畜産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等により融資等の支援を行う。

市は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

エ 福祉関係資金の貸付等

市は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

市は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む）

（2） 財政対策

市、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

また、指定地方行政機関、金融機関等は、市及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

（3） 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分については、この計画の定めるところによる。

（1） 義援金の受付（配分）

日赤北海道支部は、全国各地からの義援金受付窓口を設置し、義援金の受入れを実施するとともに、日赤北海道支部及び市に義援金配分委員会を設置し、被害状況に応じて義援金を被災者に配分する。

保健福祉部救護・保健対策班は、各地からの義援金を受けけるとともに、提供者の意向を尊重し、被害状況に応じて義援金を配分する。

（2） 市の災害義援金品の受付・配分

ア 義援金品の受付

災害対策本部に義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とし、品名を明示する

等梱包に際して、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

イ 災害義援金配分委員会の設置

災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、砂川市災害義援金配分委員会（以下、本節において「配分委員会」という。）を設置し、庶務は、総務部統括班、保健福祉部救護・保健対策班が行う。

ウ 配分計画の作成

配分に当たっては、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

なお、配分委員会では、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (ア) 配分対象
- (イ) 配分基準
- (ウ) 配分方法
- (エ) その他必要な事項について